


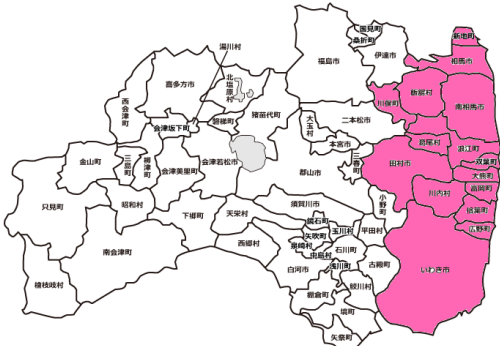




福島復興再生特別措置法に基づく 課税の特例について

(令和6年度 地域復興実用化開発等促進事業費
補助金採択事業者事務処理説明会)

令和6年6月28日
福島県企画調整部
福島イノベーション・コースト構想推進課



福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例について

		風評税制【R3新設】 (特定事業活動振興計画)	イノベ税制【R3新設】 (新産業創出等推進事業促進計画)	企業立地促進税制 (企業立地促進計画)
対象地域		県内全域 	浜通り地域等15市町村のうち 新産業創出等推進事業促進区域※ 	避難解除区域 認定特定復興再生拠点区域 
対象業種		農林水産業 観光関連産業	イノベ構想重点6分野の取組に資する製造業等	製造業、建設業、農林水産業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業、エネルギー関連産業など幅広い業種
主な特例措置の内容及び措置率	国税	機械等の特別償却（税額控除） ・機械装置 即時（15%） ・建物等 25%（8%） ・器具備品 即時（15%） 雇用特例 ・税額控除 10%	機械等の特別償却（税額控除） ・機械装置 即時（15%） ・建物等 25%（8%） ・器具備品 即時（15%） 雇用特例 ・税額控除 15%	機械等の特別償却（税額控除） ・機械装置 即時（15%） ・建物等 25%（8%） 雇用特例 ・税額控除 20%
	地方税	事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除	開発研究用資産に係る特別償却等	-
措置期限		5年間（～2025年度末）	5年間（～2025年度末）	避難指示解除後7年間
お問合せ先		福島県 企画調整部 風評・風化戦略室 Tel. 024-521-1129 http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokuso1070.html 	福島県 企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 Tel. 024-521-7853 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html 	福島県 企画調整部 企画調整課 Tel. 024-521-7129 http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokuso1065.html 

※ 新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域



課税の特例のイメージ (国税)

I 国税 (法人税)

モデル例

- 県内法人【製造業】 (資本金1億円以下)
- 所得金額 800万円
- 3千万円の建物を新築
- 避難対象雇用者等への給与等 500万円

当初の税額(5年)

600万円

納める税額(5年)

391.5万円

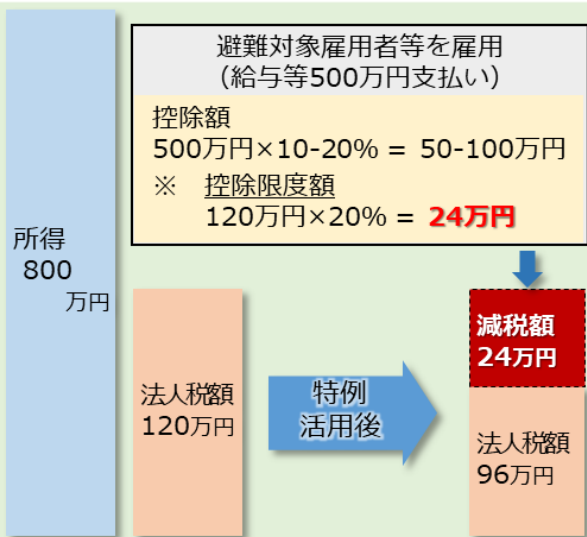
軽減額

特例の内容別軽減額 (A、B、Cから選択適用) ※ 1年目にB又はCを選択、2年目にAを選択することは可

5年最大 208.5万円 の軽減

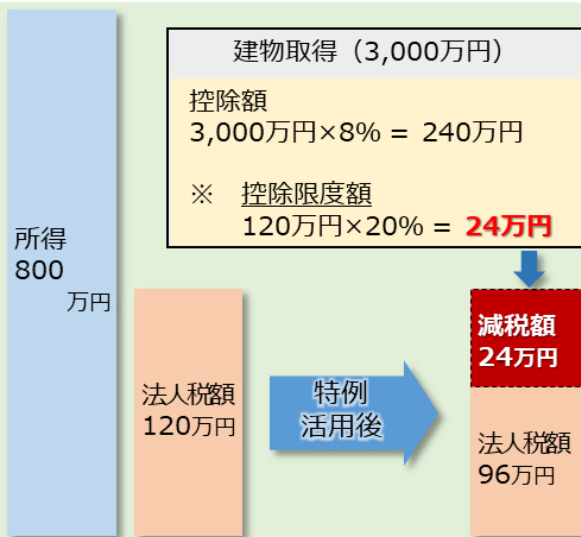
※ 1年目にC、2~5年目にAを選択した場合

A 雇用税額控除



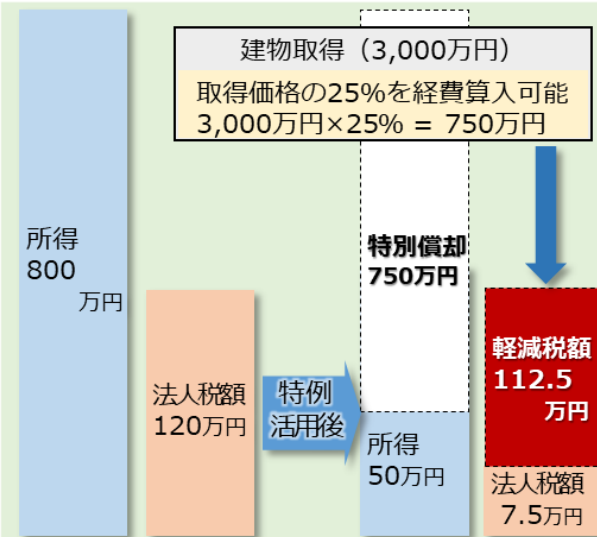
5年間継続控除可能 = 5年間**最大120万円**の減税

B 投資税額控除



控除限度額 (24万円) を超えた額は4年間繰り越し可能 = 5年間**最大120万円**の減税

C 特別償却



※ 便宜上、毎年所得額が変わらないものとして算出



課税の特例のイメージ（地方税）

II 地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）

モデル例

- 県内法人【製造業】（資本金1億円以下）
- 所得金額 800万円
- 評価額 3千万円の建物を新築
- 対象施設の従業員25名
(法人全体の従業員50名)

当初の税額(5年)

506万円

納める税額(5年)

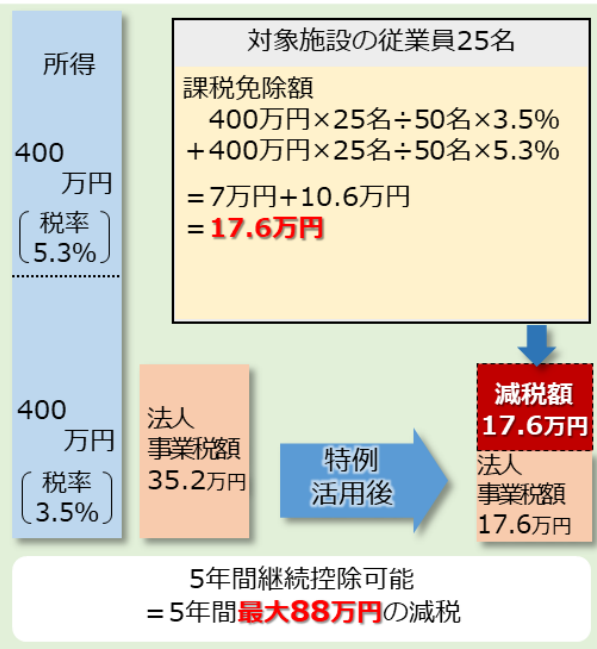
88万円

軽減額

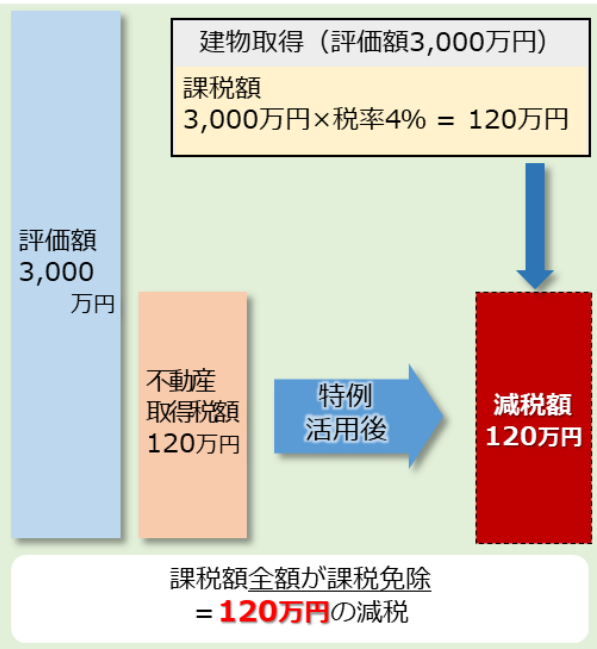
5年最大 **418万円** の軽減

税目別軽減額（全ての税目の軽減が可能）

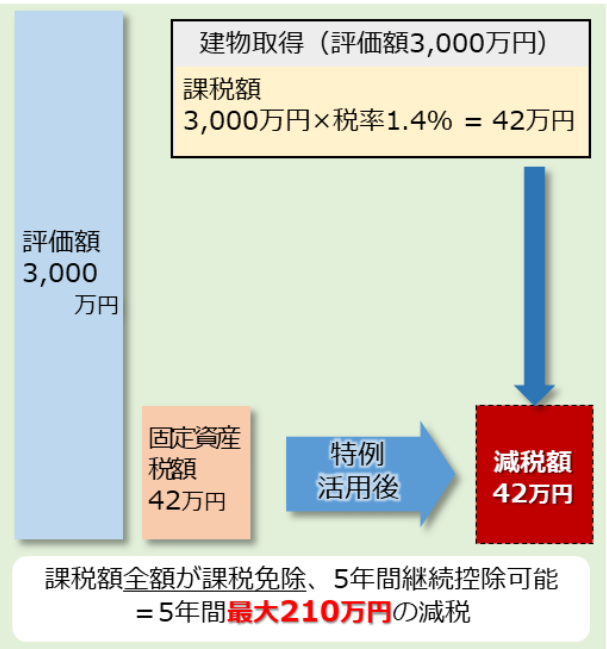
A 法人事業税



B 不動産取得税



C 固定資産税



※ 便宜上、毎年所得額及び評価額が変わらないものとして算出



企業立地促進税制 利用者の声

【株式会社アグリ鶴谷（農業・南相馬市）】 活用した優遇措置：**不動産取得税・固定資産税の免除（地方税）**



事業実施地	南相馬市原町区
本社所在地	南相馬市原町区
業種	耕種農業
従業員数	6名
認定日	令和3年1月29日

【被災地で事業を開始した経緯】

- 原子力発電所から20km圏内にあり、農地は荒れ放題でした。地区で圃場整備を行うことがきまり、その担い手として法人化を図り事業を開始しました。

【企業立地促進税制を活用したきっかけ】

- 乾燥施設を建てた際、地方振興局県税部から、企業立地促進税制と窓口（地方振興局企画商工部）を紹介していただき、節税になると思い活用しました。

【企業立地促進税制活用の効果】

- 税制を活用したことで、当初計画にはなかった、洗車場を設置する等の資金に回すことができました。

【その他、企業立地促進税制を活用した感想】

- 申請手続きに当たっては、地方振興局企画商工部の担当者が丁寧に対応してくれたこともあり、難しいことはありませんでした。

【株式会社エヌビーエス（製造業・楯葉町）】 活用した優遇措置：**固定資産税の免除（地方税）**



事業実施地	双葉郡楯葉町
本社所在地	東京都台東区
業種	ガラス・同製品製造業
従業員数	109名(会社全体209名)
認定日	令和元年12月5日

【被災地で事業を開始した経緯】

- 元々は他県に工場立地を予定していましたが、国の方から「補助金等もあるので福島でどうか」という提案を受け、福島県へ立地することを決めました。

【企業立地促進税制を活用したきっかけ】

- 楯葉町への立地を決定した後、町と相談していく中で、活用可能なメニューをリスト化してもらったことで税制も知り、活用することになりました。

【企業立地促進税制活用の効果】

- 免除された分を他の施設や設備に投資することができたことで、他県で検討していたよりも施設の規模が大きくなり、国内最大級の加工施設とすることができました。
- 9mのガラスを自動で運べるコンベアなど、国内最大級の設備も導入できました。

【その他、企業立地促進税制を活用した感想】

- 申請手続きに当たっては、町の担当者が丁寧にサポートしてくれました。



【矢野口自工株式会社（製造業・檜葉町）】 活用した優遇措置：不動産取得税・固定資産税の免除（地方税） 設備投資等に係る特別償却（国税）

【被災地で事業を開始した経緯】

- 震災後、除染作業について、大手ゼネコンから作業効率の高い除染方法の検討を依頼されました。既に取り引先のドイツ・LADOG社に相談した処、“高圧洗浄車”を紹介され、早速輸入しました。結果として、除染性能、作業効率共に優れており、多くの道路除染作業を請負うところとなり、環境省はじめ大手ゼネコンから高い評価を頂きました。一方、本社工場が手狭だった為、かねてより新工場建設を模索しておりました。浜通り地区にご縁ができたことより、檜葉町に新工場を開設しました。

【企業立地促進税制を活用したきっかけ】

- 町の担当者から、税制を含めた様々な支援メニューを教えてくださいました。

【企業立地促進税制活用の効果】

- 不動産取得税、固定資産税の免除などを受け、非常に助かりました。税制の活用により、当初計画になかった倉庫を建設する資金に充当することができました。



事業実施地	双葉郡檜葉町
本社所在地	東京都大田区
業種	自動車・同附属品製造業
従業員数	61名
認定日	令和2年4月28日

【株式会社片山製作所（製造業・富岡町）】 活用した優遇措置：不動産取得税・固定資産税の免除（地方税）

【被災地で事業を開始した経緯】

- 新規事業の立ち上げに伴い、新たな事業所の設立が必要となりました。
- 企業立地のセミナー等に参加する中で、福島県の避難地域においては補助金等の支援が充実していることを知りました。このことに加え、町から熱心に説明・勧誘していただいたことが、富岡町への立地の決め手になりました。

【企業立地促進税制を活用したきっかけ】

- 富岡町の産業団地のパンフレットに支援策の一つとして掲載されていたものを見て、企業立地促進税制を知りました。
- 資金面でメリットが大きいと感じ、活用することにしました。

【企業立地促進税制活用の効果】

- 製造業の工場は規模・価値が大きく、導入設備も多いので、固定資産税等の負担もその分大きいです。
- そのため、税制の活用により不動産取得税、固定資産税が免除されるメリットは非常に大きく、大変ありがたいです。

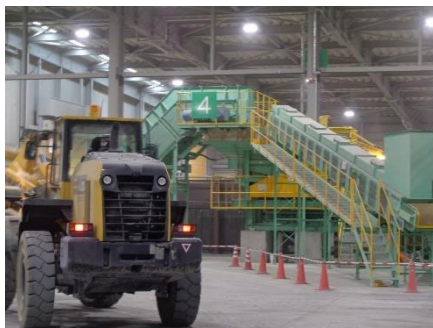


事業実施地	双葉郡富岡町
本社所在地	岐阜県可児市
業種	金属製品製造業
従業員数	52名 (内、富岡事業所16名)
認定日	令和3年3月15日



【株式会社相双スマートエコカンパニー
(サービス業・大熊町)】

活用した優遇措置：**不動産取得税・固定資産税の免除（地方税）
設備投資等に係る特別償却（国税）** など



事業実施地	双葉郡大熊町
所在地	双葉郡大熊町
業種	廃棄物処理業
従業員数	40名
認定日	令和2年11月5日

【被災地で事業を開始した経緯】

- ・ 特定復興再生拠点区域の整備に伴い発生する不燃性廃棄物の再資源化等を行うため、国や自治体の支援を受けて会社を設立。事業地を探していたところ、大熊町からお声がけいただき、立地を決定しました。

【企業立地促進税制を活用したきっかけ】

- ・ 大熊町への立地を決定し、町と協議をしていく中で税制を知り、地方振興局企画商工部に相談、制度の内容・申請方法など確認しながら活用に至りました。

【企業立地促進税制活用の効果】

- ・ 操業が順調に推移していることもあり、活用効果が大きく、新たな設備投資（倉庫建設）の資金に回すことができました。

【その他、企業立地促進税制を活用した感想】

- ・ 申請手続きに当たっては、地方振興局企画商工部の担当者に丁寧に対応していただいたため、特に苦労はありませんでした。



特定事業活動に係る税の優遇措置【風評税制】

県内の農林水産業や観光業等の皆さまへ



福島県内において 農林水産業や観光業等への風評被害 に対応するための事業を行う方 を対象とした税の優遇制度があります！

福島復興再生特別措置法
〈特定事業活動に係る税の優遇措置〉

福島県内で特定事業活動※¹を行い、
設備投資や**被災者の雇用**を行う場合、
課税の特例を受けることができます。

- ※ 1 特定事業活動：特定風評被害※²がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動
- ※ 2 特定風評被害：放射線物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低減

申請できる方

以下①、②のいずれかの事業分野に属し、福島県内において特定事業活動を行う個人事業者又は法人

【知事の**指定**を受けた後、その適切な実施について**認定**が必要です】

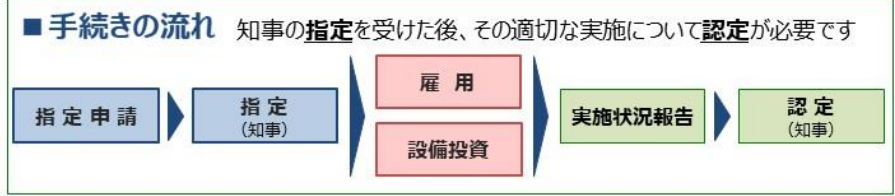
- ① 農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業
- ② 福島における観光の振興に資する事業（観光旅客の来訪や滞在の促進等）

【お問い合わせ先】

➢ 制度概要について 福島県企画調整部風評・風化戦略室 TEL：024-521-1129

➢ 指定・認定申請について 福島県内各地方振興局企画商工部

詳しくはホームページをご覧ください。 インターネットで 選定地域の税制 検索



■ 特例の内容

● 特定被災雇用者等を雇用する場合

指定を受けた個人事業者又は法人が、特定被災雇用者等を雇用し、**知事**の認定を受けた場合、当該特定被災雇用者等に対する給与等支給額の**10%**を税額控除
(指定を受けた日から5年間)

※ 特定被災雇用者等とは、H23.3.11に
● 福島県内の事業所に勤務していた方
● 福島県内に居住していた方
のいずれか

● 設備投資を行う場合

指定を受けた個人事業者又は法人が、特定事業活動の用に供する機械・装置・器具・備品、建物等を取得し、**知事**の認定を受けた場合、当該機械・装置等を取得した際の**特別償却**又は**税額控除**

特別償却		選択適用	税額控除	
機械・装置・器具・備品	即時償却		機械・装置・器具・備品	15%
建物、構築物	25%	⇔	建物、構築物	8%

申請により、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免も可能

(注) 上記「特定被災雇用者等を雇用する場合」と「設備投資を行う場合」は選択適用。





風評税制の主な活用事例

指定実績：12件（農林水産関連産業：8件、観光関連産業：4件） ※令和6年4月30日現在

農林水産関連産業

【指定事例1】法人 製造業

- もともと生食用のわさびを生産・販売していました。
- 生食用わさびを別の商品の原材料として活用しよう！
→パウダー化してお菓子の原材料にしよう！
- パウダー化するための乾燥装置を新規で導入しよう！【設備投資】
- 乾燥装置などを操作する人たちを雇用しよう！【被災者雇用】



【指定事例2】個人事業者 漁業

- 本格操業開始！「常磐もの」の復活には、多くの漁獲量と高い鮮度が不可欠！
- 新しい船や漁労機械などを導入しよう！※船は設備投資特例の対象外
- 船や漁労機械を操作する人たちを雇用しよう！【被災者雇用】



観光関連産業

【指定事例3】法人 宿泊業

- より多くの人々に宿泊施設を利用してもらうためにどうしたよいか？
- 宿泊施設を新築・増築して、
障がい者や高齢者のためにバリアフリー化
外国人向けに施設内の案内を多言語化
キャッシュレス決済を導入しよう！【設備投資】



問い合わせ先：福島県企画調整部風評・風化戦略室

TEL:024-521-1129

E-mail : fuhyosenryaku@pref.fukushima.lg.jp

URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1070.html>





風評税制 申請手順とQ & A

風評の影響に対応するための課税の特例「風評税制」の申請手順のご案内

- ◆ 福島県内において風評被害に対処するための活動を実施する個人事業主または法人が、所定の「事業実施計画書」を作成し、県の指定を受け、特定事業活動を適切に実施したと認定されることで、所得税または法人税や不動産取得税等の特例を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、福島県ウェブサイトをご覧ください。申請に必要な書類のデータや記載例などを掲載しています。ご不明な点等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

福島県ウェブサイト「特定事業活動に係る税の優遇措置について」

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1070.html>



①「特定事業活動指定事業者事業実施計画書」の作成

- 所定の様式に基づき、新たに実施する予定の事業について、目標や内容、業種名、事業を行うとする所在地名、設備投資予定額や予定雇用者数などを記載いただきます。

【作成のポイント】

- 1 風評被害に対処するための「新規」の取組であることを具体的に記載願います。
- 2 事業実施により達成可能な目標を設定してください。
例：H24年度（震災直後）宿泊客数1万人
⇒ R8年度宿泊客数2万人

事業実施計画書の作成や添付書類の準備に当たっては、管轄の地方振興局において、事前に御相談に対応します

② 添付書類のご用意

- 主な添付書類
住民票または履歴事項全部証明書、定款、確定申告書または事業報告書・財務諸表、事業実施予定位置図、施設配置図、法令等遵守の誓約書等への署名 など

③「指定申請書」と①、②を合わせて書類を提出

- 事業を行う事業所が所在する区域を管轄する県地方振興局にご提出ください。（メール、郵送どちらでも可。）

計画の指定

- 申請から指定まで、審査には概ね1か月程度かかります。
- 指定後、特定事業活動を適切に実施し、認定された場合、課税の特例が受けられます。

【お問い合わせ先】 ご不明な点がありましたら以下の各連絡先までお問い合わせください。

- ◆ 制度全般・総合調整、事業実施計画の認定に関すること
福島県 企画調整部 風評・風化戦略室（024-521-1129）
各地方振興局 企画商工部（以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照）
- ◆ 地方税の課税免除に関すること
福島県 総務部 税務課（024-521-7068）
各地方振興局 県税部（以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照）
- ◆ 国税（所得税・法人税の特別償却・税額控除）に関すること
国税庁 仙台国税局 各税務署へお問い合わせください。
《各県地方振興局のお問い合わせ先一覧》

県北地方振興局	福島市杉妻町 2-16	企画：024-521-2658	県税：024-521-2692
県中地方振興局	郡山市麓山 1丁目 1-1	企画：024-935-1323	県税：024-935-1251
県南地方振興局	白河市昭和町 269	企画：0248-23-1546	県税：0248-23-1517
会津地方振興局	会津若松市追手町 7-5	企画：0242-29-5292	県税：0242-29-5251
南会津地方振興局	南会津郡南会津町 田島字根小屋甲 4277-1	企画：0241-62-5205	県税：0241-62-5213
相双地方振興局	南相馬市原町区錦町 1-30	企画：0244-26-1142	県税：0244-26-1126
いわき地方振興局	いわき市平字梅本 15	企画：0246-24-6006	県税：0246-24-6032

風評の影響に対応するための課税の特例「風評税制」のQ & A

Q1

特定事業活動とはなんですか？

A: 原子力災害による風評が事業経営に及ぼす影響に対応するため、新たな事業を開拓するための設備投資や雇用などの事業活動のことです。

Q2

「指定」と「認定」の違いについて教えてください。

A: 特定事業活動を実施する前に、まず、所定の事業計画書を県に提出し、県の「指定」を受ける必要があります。その後、計画に基づき、設備投資などの特定事業活動を実施したことを県に報告し、その活動を県が「認定」します。「指定」のみでは、課税の特例を受けることはできませんのでご注意ください。

Q3

赤字の事業者にもメリットはありますか？

A: 税目（不動産取得税、固定資産税）によっては、特例を受けられる場合があります。

Q4

事業用設備には、どのようなものが該当しますか？

A: 減価償却資産のうち、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置に該当するものが対象です。家具や電気機器などの器具及び備品や車両運搬具に該当するものなどは対象外です。

Q5

補助金の交付を受けて事業用設備を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されます。ただし、取得価額は法人税法上の「任総記帳」の適用を受けた場合は任総記帳後の金額となり、「積立金方式」を用いた場合は補助金額等を差し引いた価額となります。

Q6

中古物件を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されません。取得した資産が事業の用に供されたことのないものが対象です。

Q7

特定被災雇用者等を雇用する場合の特例を受けたいと考えています。対象者はどのような方ですか？

A: 次のいずれかに該当する方です。

- ① 平成23年3月11日に、福島県内の事業所に雇用されていた方
- ② 平成23年3月11日に、福島県内に居住していた方



福島イノベーション・コースト構想の重点分野に係る取組を行う皆さまへ



浜通り地域等において イノベ構想の重点分野に係る 新製品の開発等を行う方を 対象とした税の優遇制度があります！

福島復興再生特別措置法

〈福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置〉

イノベ構想の重点分野※に係る新製品の開発等について
設備投資、被災者等の雇用、研究開発を行う場合、
課税の特例を受けることができます。

- ※ ① 廃炉、② ロボット・ドローン、③ エネルギー・環境・リサイクル、④ 農林水産業、⑤ 医療関連、⑥ 航空宇宙

申請できる方

新産業創出等推進事業促進区域※₁内において、新産業創出等推進事業※₂を行う個人事業者又は法人 【知事の認定が必要です】

※₁： 福島国際研究産業都市区域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると提出新産業創出等推進事業促進計画で定めた区域。

※₂： 新たな産業の創出又は国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁全で定められた事業。

- ① 新たな製品の研究開発の推進等に資する事業
- ② 独自に開発した技術を活用した新商品の開発等に関する事業
- ③ 先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業

《お問い合わせ先》

➤ 制度概要について 福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課 TEL：024-521-7853

➤ 認定申請について 県北・県中・相双・いわき地方振興局企画商工部

詳しくはホームページをご覧ください。

インターネットで

選ばれる地域の税制

検索

■ 対象となる区域

新産業創出等推進事業促進区域

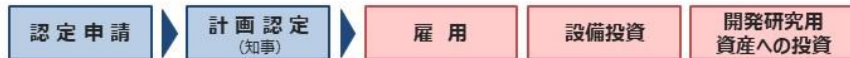
福島国際研究産業都市区域（15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域です。

具体的な区域は、提出新産業創出等推進事業促進計画を確認ください。



15市町村の一部区域です

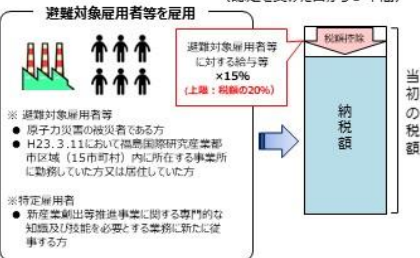
■ 手続きの流れ



■ 特例の内容

● 避難対象雇用者等を雇用する場合

認定を受けた個人事業者または法人は、避難対象雇用者等または特定雇用者※に対する給与等支給額の15%を税額控除（認定を受けた日から5年間）



(注) 上記「避難対象雇用者等を雇用する場合」と「設備投資を行う場合」の税額控除は選択適用。

● 設備投資を行う場合

認定を受けた個人事業者または法人が、新産業創出等推進事業の用に供する機械・装置、器具・備品及び建物等を取引した際の特別償却または税額控除

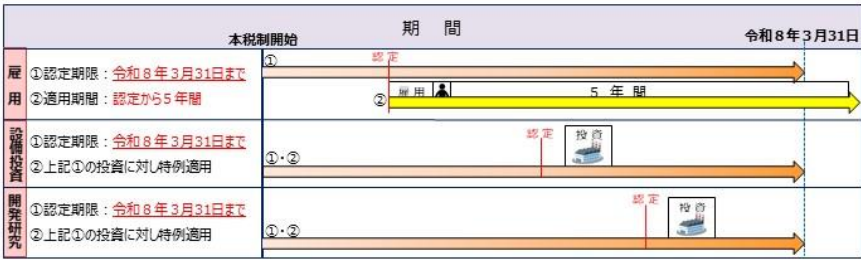
特別償却		選択	税額控除	
機械・装置 器具・備品	即時償却	適用	機械・装置 器具・備品	15%
建物、構築物	25%	←	建物、構築物	8%

申請により、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免も可能

● 開発研究用資産への投資を行う場合

認定を受けた個人事業者または法人が、開発研究用資産の即時償却に加え、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして税額控除

■ 本税制を活用することができる期間





イノベ税制 対象事業のイメージ

- イノベ構想の実現を通じた**自立的・持続的な産業発展**を目指し、**重点6分野**（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）**に関連する業種が対象**。
- 認定計画に基づき**建物・機械等の取得**や**避難対象者等を雇用**した場合などに課税の特優を受けることができる。

対象となる事業イメージ

※ 記載事業は一例です。記載事業以外でも数多くの事業が対象となりますので、まずはご相談下さい。

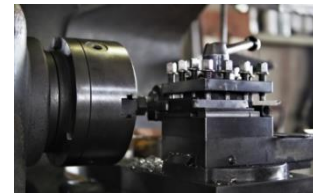
【廃炉】

- ・ 廃炉作業に資する遠隔操作ロボットの開発や高濃度放射線環境下でも測定可能な機器等の開発



【ロボット・ドローン】

- ・ 軽量で耐久性のある素材や超精密な部品等、ロボット・ドローンに関連したこれまでにない新たな部品等の開発



【エネルギー・環境・リサイクル】

- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた太陽光発電設備や風力発電設備のメンテナンス技術の開発



【農林水産業】

- ・ ハウス内外の環境（温湿度、日射量、風速、二酸化炭素濃度等）を各種センサーで自動測定するシステムを活用した農業



【医療関連】

- ・ 介護現場での職員の負担を軽減することに資する介護支援ロボット等の開発



【航空宇宙】

- ・ 空飛ぶクルマの開発・製造に必要となるこれまでにない新たな機能や特徴を有する部品等の製造



問い合わせ先：福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課

TEL：024-521-7853

E-mail：fukushima_innov@pref.fukushima.lg.jp

URL：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html



現行の新産業創出等推進事業促進計画

1 計画の位置付けと目標

- 福島復興再生特別措置法に基づき作成する計画。
 - 新産業創出等推進事業(※1)の実施を促進することにより、福島国際研究産業都市区域(イノベ区域※2)における産業集積の形成及び活性化を図り、福島イノベーション・コースト構想(イノベ構想)の推進を目指す。
- ※1 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定める事業
 ※2 いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村
- 新産業創出等推進事業を実施する事業者が実施計画を作成し、県知事の認定を受けた後、認定実施計画に基づき事業を実施することにより、課税の特例(※)が適用。

2 対象区域

イノベ区域内であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域。

4 期間

令和3年度から令和7年度までの5年間
 (「認定福島復興再生計画」の期間と同じ)

3 対象業種

6つの重点分野ごとに定める業種
 (日本標準産業分類における業種)。



※ 特例の概要

- 避難対象雇用者等の雇用 … 給与等支給額の15%を税額控除
- 建物や機械等の設備投資 … 特別償却または最大15%の税額控除 など

福島イノベ構想について

- イノベ構想は、東日本大震災と原子力災害によって失われたイノベ区域の産業・雇用を回復するため、イノベ区域において新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。
- 「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」を取組の3つの柱とし、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6つの分野を重点分野として取組を進めている。



変更の概要

《理由》

- 運用開始から3年が経過し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除や新たな産業団地の整備計画、事業者による新たな取組などが進展していることを踏まえ、構想の実現に資する産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域・業種を追加。

《対象区域の追加》

[追加区域]

- 南相馬市 … 飯崎産業団地区域、小高復興産業団地(フロンティアパーク)区域 など
- 大熊町 … 大熊インキュベーションセンター区域、駅西交流エリア区域
- 浪江町 … 浪江国際研究学園都市構想キャンパスタウン区域
- 葛尾村 … 野行地区区域
- 飯館村 … 小宮地区区域、深谷地区区域

《対象業種の追加》

[追加業種]

- 電子部品・デバイス・電子回路製造業など (廃炉分野)
- 道路旅客運送業など (ロボット・ドローン分野)
- 道路貨物運送業など (エネルギー・環境・リサイクル分野)
- 化学工業など (農林水産業分野)
- 社会保険・社会福祉・介護事業 (医療関連分野)

※ 日本標準産業分類の第14回改定(令和5年6月改定、令和6年4月1日施行)に伴う対象業種の改正も併せて実施。



イノベ税制 申請手順とQ & A

福島イノベーション・コースト構想を推進するための課税の特例「イノベ税制」の申請手順のご案内

- ◆ あらかじめ指定されている区域内において、対象の事業を実施する**個人事業主または法人が**、所定の「**事業実施計画書**」を作成し、**県の認定**を受けることで、**所得税または法人税や不動産取得税等の特例を受けることができます。**
- ◆ 詳しくは、福島県ウェブサイトをご覧ください。申請に必要な書類のデータや記載例などを掲載しています。**ご不明な点等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。**

福島県ウェブサイト「福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置について」

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html>



①「新産業創出等推進事業実施計画」の作成

- 所定の様式に基づき、新たに実施する予定の事業について、
 - ・ 目標や内容、業種名
 - ・ 事業を行うおとする所在地名
 - ・ 設備投資予定額や予定雇用者数などを記載いただきます。

事業実施計画書の作成や添付書類の準備に当たっては、**管轄の地方振興局において、事前に御相談に対応します**

② 添付書類のご用意

- 主な添付書類
 - ・ 住民票または履歴事項全部証明書・定款
 - ・ 確定申告書または事業報告書・財務諸表
 - ・ 事業実施予定位置図、施設配置図
 - ・ 法令等遵守の誓約書等への署名 など

③「認定申請書」と合わせて①、②の書類を提出

- 事業を行う事業所が所在する区域を管轄する県地方振興局にご提出ください。(メール、郵送どちらでも可。)

計画認定

- 申請から認定まで、審査には概ね1か月程度かかります。
- 認定された計画に基づき、設備投資や雇用を行った場合、課税の特例が受けられます。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がありましたら以下の各連絡先までお問い合わせください。

- ◆ 制度全般・総合調整、事業実施計画の認定に関すること
福島県 企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 (024-521-7853)
各地方振興局 企画商工部 (以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照)
- ◆ 地方税の課税免除に関すること
福島県 総務部 税務課 (024-521-7068)
各地方振興局 県税部 (以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照)
- ◆ 国税(所得税・法人税の特別償却・税額控除)に関すること
国税庁 仙台国税局 各税務署へお問い合わせください。

《各県地方振興局のお問い合わせ先一覧》

県北地方振興局	福島市杉妻町2-16	企画: 024-521-2658	県税: 024-521-2692
県中地方振興局	郡山市麓山1丁目1-1	企画: 024-935-1323	県税: 024-935-1251
相双地方振興局	南相馬市原町区錦町1-30	企画: 0244-26-1142	県税: 0244-26-1126
いわき地方振興局	いわき市平字梅本15	企画: 0246-24-6006	県税: 0246-24-6032

福島イノベーション・コースト構想を推進するための課税の特例「イノベ税制」のQ & A

Q1 福島イノベーション・コースト構想とはなんですか？

A: 東日本大震災や原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用の回復を目指し、新たに産業集積を進める構想です。

Q2 どのような事業を行えば特例を受けることができますか？

A: イノベ構想の推進に係る重点6分野（**燃炬、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙**）のいずれかに該当し、次の①～③に掲げる事業となります。

- ① 新たな製品の研究開発の推進等に資する事業
- ② 独自に開発した技術を活用した新商品の開発等に関する事業
- ③ 先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業

Q3 赤字の事業者にもメリットはありますか？

A: 税目（不動産取得税、固定資産税）によっては、特例を受けられる場合があります。

Q4 事業用設備には、どのようなものが該当しますか？

A: 減価償却資産のうち、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置に該当するものが対象です。家具や電気機器などの器具及び備品や車両運搬具に該当するものは対象外です。

Q5 補助金の交付を受けて事業用設備を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されます。ただし、取得価額は法人税法上の「**任組記録**」の適用を受けた場合は任組記録後の金額となり、「**積立金方式**」を用いた場合は補助金額等を差し引いた金額となります。

Q6 中古物件を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されません。取得した資産が事業の用に供されたことのないものが対象です。

Q7 避税対象者雇用者等または特定雇用者を雇用する場合の特例を受けたいと考えています。対象者はどのような方ですか？

A: 次のいずれかに該当する方です。

- ① 平成23年3月11日に、イノベ区域[※]内の事業所に雇用されていた方
- ② 平成23年3月11日に、イノベ区域[※]内に居住していた方

※いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楮葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村

なお、上記に該当しない方でも、専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する方は対象となる場合があります。



避難指示が解除された場所等で
事業再開または新規立地する皆さまへ



避難地域の復興のため 現地で事業を行う方を対象とした 税の優遇制度があります！

福島復興再生特別措置法

〈事業再開、企業立地促進に係る税の優遇措置〉

避難指示が解除された場所等で

①事業再開 または ②新規に事業を計画し、

設備投資、被災者の雇用、投資準備を行う場合、

課税の特例を受けることができます。

申請できる方 ※ 以下①、②のいずれかに該当する方

① 平成23年3月11日時点で、避難指示の対象となった区域内に事業所が所在し、
避難解除後7年を経過しない区域*または認定特定復興再生拠点区域で事業再開する法人・個人事業者
【知事の確認が必要です】

② ①以外で、避難解除後7年を経過しない区域*または認定特定復興再生拠点区域内において新規に事業を計画する法人・個人事業者
【知事の認定が必要です】

* 該当する市町村：川俣町、川内村、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

【お問い合わせ先】

▶ 制度概要について 福島県企画調整部企画調整課（復興推進本部） TEL：024-521-7129

▶ 認定申請について 東北・相双地方復興局企画商工部

▶ 確認申請について お近くの地方復興局税務部

詳しくはホームページをご覧ください。

インターネットで

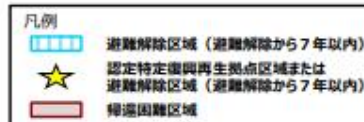
避難地域の税制

検索

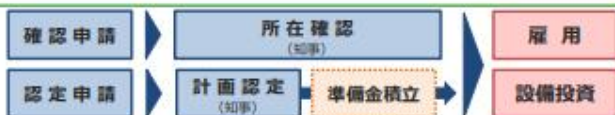
■申請ができる地域（令和5年7月12日現在）

事業再開 または 事業実施場所が

- 避難解除区域（避難解除から7年以内）
- 認定特定復興再生拠点区域（避難解除から7年以内）



■手続きの流れ、特例の内容



● 避難対象者等を雇用する場合

確認または認定を受けた個人事業者または法人は、避難対象雇用者等※ に対する給与等支給額の20%を税額控除（確認・認定を受けた日から5年間）



● 設備投資を行う場合

確認または認定を受けた個人事業者または法人が、機械・装置、建物等を取壊した際の特別償却または税額控除

特別償却		選択適用	税額控除	
機械・装置	即時償却	機械・装置	15%	
建物、構築物	25%		建物、構築物	8%

（注）「避難対象雇用者等を雇用する場合」と「設備投資を行う場合」は選択適用。

● 投資の準備をする場合（福島再開投資等準備金）

認定を受けた個人事業者または法人が、事業再開のための準備金を積み立てた際、積立額を損金に繰入（最大3年間）再開投資した際には、特別償却が可能（機械・装置100%、建物等25%）



■本税制を活用することができる期間

	※ 避難指示解除前の申請も可能	避難指示解除	解除から3年	解除から5年	解除から7年
雇 用	①確認期限：事業実施場所の避難指示解除後から2年以内	①		確認	
	②適用期間：認定から5年間			② 雇用	5年間
設 備 投 資	①確認期限：事業実施場所の避難指示解除後から2年以内	①		確認	
	②上記①の投資に対し特例適用	①・②		② 投資	
雇 用	①認定期限：事業実施場所の避難指示解除後から2年以内	①		認定	
	②適用期間：認定から5年間			② 雇用	5年間
設 備 投 資	①認定期限：事業実施場所の避難指示解除後から2年以内	①		認定	
	②上記①の投資に対し特例適用	①・②		② 投資	
投 資 準 備	①申請期限：事業実施場所の避難指示解除後から3年以内	①	申請		
	②認定日以降、最大3年間積立可能		②	最大3年間	

* 積立期間の末日は、避難指示解除日から5年以内



企業立地促進税制の主な活用事例

- 避難地域における**経済の活性化**、**安定した雇用**に向け、**幅広い業種が対象**。
- これまでに**572の**個人事業主や法人の**事業計画を認定**。(R6.3.31時点)
- 認定計画に基づき**建物・機械等の取得**や**避難対象者を雇用**した場合などに課税の特例を受けることができる。

主な認定事業の例

【飲食サービス業】

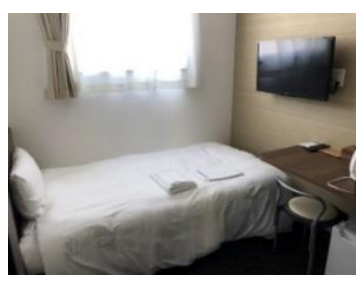
- ・ 住民が日常生活で利用する飲食店や理髪店などを新たに開店、営業



海鮮和食処くろさか（浪江町）

【宿泊業】

- ・ 復興工事関係者やビジネス出張者・観光客等が利用するホテルを新たに開店、営業



ビジネスホテルA R M双葉（双葉町）

【製造業・販売業】

- ・ コンクリートの製品及び建設資材の製造・搬入のための設備を新設。



富岡生コン株式会社（富岡町）

【農林水産業】

- ・ 営農再開による農業の復興のため、地元住民等の雇用機会を確保、農業担い手を育成



株式会社アグリ鶴谷(南相馬市)

問い合わせ先：福島県企画調整部企画調整課

TEL:024-521-7129

E-mail : tokusohou@pref.fukushima.lg.jp

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1065.html>





避難地域への個人事業主・法人の立地を促進するための課税の特例「企業立地促進税制」の申請手順のご案内

- ◆ 避難地域等において事業を実施する個人事業主または法人が、所定の「事業実施計画書」を作成し、県の認定を受けることで、所得税または法人税や不動産取得税等の特例を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、福島県ウェブサイトをご覧ください。申請に必要な書類のデータや記載例などを掲載しています。ご不明な点等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

福島県ウェブサイト「事業再開、企業立地促進に係る税の優遇措置について」

URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokuso1065.html>



①「避難解除等区域再生推進事業実施計画書」の作成

- 所定の様式に基づき、新たに実施する予定の事業について、
 - ・ 目標や内容、業種名
 - ・ 事業を行おうとする所在地名
 - ・ 設備投資予定額や予定雇用者数
 などを記載いただきます。

事業実施計画書の作成や添付書類の準備に当たっては、管轄の地方振興局において、事前に御相談に対応します

② 添付書類のご用意

- 主な添付書類
 - ・ 住民票または履歴事項全部証明書・定款
 - ・ 確定申告書または事業報告書・財務諸表
 - ・ 事業実施予定位置図、施設配置図
 - ・ 法令等遵守の誓約書等への署名 など

③「認定申請書」と合わせて①、②の書類を提出

- 事業を行う事業所が所在する区域を管轄する県地方振興局にご提出ください。(メール、郵送どちらでも可。)

計画認定

- 申請から認定まで、審査には概ね1か月程度かかります。
- 認定された計画に基づき、設備投資や雇用を行った場合、課税の特例が受けられます。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がありましたら以下の各連絡先までお問い合わせください。

- ◆ 制度全般・総合調整、事業実施計画の認定に関すること
福島県 企画調整部 企画調整課 (024-521-7129)
各地方振興局 企画商工部 (以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照)
- ◆ 地方税の課税免除に関すること
福島県 総務部 税務課 (024-521-7068)
各地方振興局 県税部 (以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照)
- ◆ 国税(所得税・法人税の特別償却・税額控除)に関すること
国税庁 仙台国税局 各税務署へお問い合わせください。

《各県地方振興局のお問い合わせ先一覧》

県北地方振興局	福島市杉妻町2-16	企画: 024-521-2658	県税: 024-521-2692
相双地方振興局	南相馬市原町区錦町1-30	企画: 0244-26-1142	県税: 0244-26-1126

避難地域への個人事業主・法人の立地を促進するための課税の特例「企業立地促進税制」のQ & A

Q1

対象地域である「避難解除区域」とは、どこですか？

A: 避難指示の対象となった「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」、「帰還困難区域」のうち、その指示が解除されてから7年以内の区域です。また、避難指示が解除されていない「帰還困難区域」でも、「認定特定復興再生拠点区域」は対象です。

Q2

赤字の事業者にもメリットはありますか？

A: 税目(不動産取得税、固定資産税)によっては、特例を受けられる場合があります。

Q3

事業用設備には、どのようなものが該当しますか？

A: 減価償却資産のうち、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置に該当するものが対象です。家具や電気機器などの器具及び備品や車両運搬具に該当するものなどは対象外です。

Q4

補助金の交付を受けて事業用設備を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されます。ただし、取得価額は法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は圧縮記帳後の金額となり、「積立金方式」を用いた場合は補助金額等を差し引いた価額となります。

Q5

中古物件を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されません。取得した資産が事業の用に供されたことのないものが対象です。

Q6

避難対象者を雇用する場合の特例を受けたいと考えています。対象者はどのような方ですか？

A: 次のいずれかに該当する方です。
① 平成23年3月11日に、避難対象区域内の事業所に雇用されていた方
② 平成23年3月11日に、避難対象区域内に居住していた方

Q7

平成23年3月11日の時点で、避難指示の対象となった区域内に事業所があり、同区域内で事業を再開する予定です。その場合も事業計画書の認定を受ける必要はありますか？

A: 避難指示解除後7年を経過しない区域、または、「認定特定復興再生拠点区域」内で、事業を再開する個人事業者・法人は、平成23年3月11日時点で避難指示の対象となった区域内に事業所があったことを県が確認することで課税の特例を受けることができます。詳しくは、お近くの県地方振興局県税部までお問い合わせください。